○　**国防総省及び国土安全保障省の動向**

アメリカでは近年、全省共通の公務員制度を弾力化して機関独自の制度を導入する動きがみられ、その中でも規模の大きな機関が上述の国防総省と国土安全保障省であるが、これらの省では労働組合からの訴訟提起を含め強い反発を受けているようである。

国防総省では、2003年に成立した法律により独自の人事制度（National Security Personnel System：NSPS）を構築する権限が与えられた。そのうち給与制度に関しては、2006年から、号俸を簡略化した大括りの給与バンドを設け、主に職員の業績によって昇給が決まる業績給制度を導入した。しかし、業績給の査定に用いられる評価の公正さに対する不信などから、このような給与制度に対して労働組合は強く反対しており、議論が絶えなかった。結局、前述のとおり、労使関係等に関する部分について訴訟が提起されていたこともあり、2009年10月に成立した法律によって、この制度は2012年１月１日までに廃止されることになった。ＮＳＰＳの適用を受けていた職員は、再び一般俸給表をはじめＮＳＰＳへの移行前に適用されていた給与制度の適用対象に戻ることとされている。

また、国土安全保障省でも、2002年に制定された同省を設立するための法律により、独自の人事制度を構築する権限を与えられ、労使関係制度の変更や業績給制度を内容とする新制度を導入しようとしていたが、労働組合から訴訟を提起されるなど難航した。同省は2007年に新制度の延期を表明し、また2009年度の歳出承認法では新制度への歳出が禁止されて、いまだ新制度は実現に至っていない。

これらの省における労使関係を含めた人事制度が今後どのようなものになるか現時点では必ずしも明らかでなく、今後の動向が注目される。

イタリアにおける公務部門の労使交渉
～交渉専門機関ＡＲＡＮ～

イタリアにおいては、交渉専門の独立機関を設置するという独特の仕組みを有している。

1　1993年の改革

イタリアにおいては、人事管理の効率化、コスト削減等を目的として、1993年、軍人、警察官等を除く公務員の勤務関係を私法上の労働契約に切り替え、それまで労使交渉に基づき法定されていた公務員の勤務条件を労働協約によって定める方式に改めた。

2　1993年以降に導入された労使交渉のシステム

⑴　労使交渉の構造

公務における労使交渉は、中央交渉と個別交渉の二層構造で行われる。中央交渉は、各省部門、地方自治体部門、学校部門、公衆衛生部門等の部門ごとに行われ、当該部門を対象とする労働協約を締結する。中央交渉は、⑶でみるとおり配分交渉の性格を有している。また、個別交渉は、各部門に属する行政機関ごとに中央の労働協約の範囲内で行われ、当該機関を対象とする労働協約を締結する。個別交渉においては、業績給の具体的配分や勤務時間の割振りが対象となるが、各地方自治体等では基本給の上乗せの交渉も行われている。

⑵　交渉の当事者

中央交渉において当局側を代表して労使交渉を行うため、ＡＲＡＮ（Agenzia per la Rappresentanza Negoziale delle Pubbliche Amministrazioni：公務労使交渉使用者委員会）という専門機関が1993年に新設され、職権行使における独立性が認められた。これは、公務における労使交渉から政治色を排除し、専ら技術的観点から交渉を行うことをねらったとされる。ＡＲＡＮの主な機能は、①中央交渉、労働協約の締結、②各行政機関における労働協約の実施支援、③各行政機関の個別交渉の支援である。

⑶　労使交渉の流れ（中央交渉の場合）

・　部門ごとの当局側代表者で構成する部門別委員会（Comitati di Settore）が、財政法においてインフレ率を指標として部門ごとに規定される人件費の予算枠を踏まえ、労使交渉のガイドラインの原案を策定し、公共機能庁（Dipartimento della Funzione Pubblica）に提示する。公共機能庁は、経済財政計画との整合性を確認する。公共機能庁に承認されない場合、部門別委員会は再度その策定を行う。

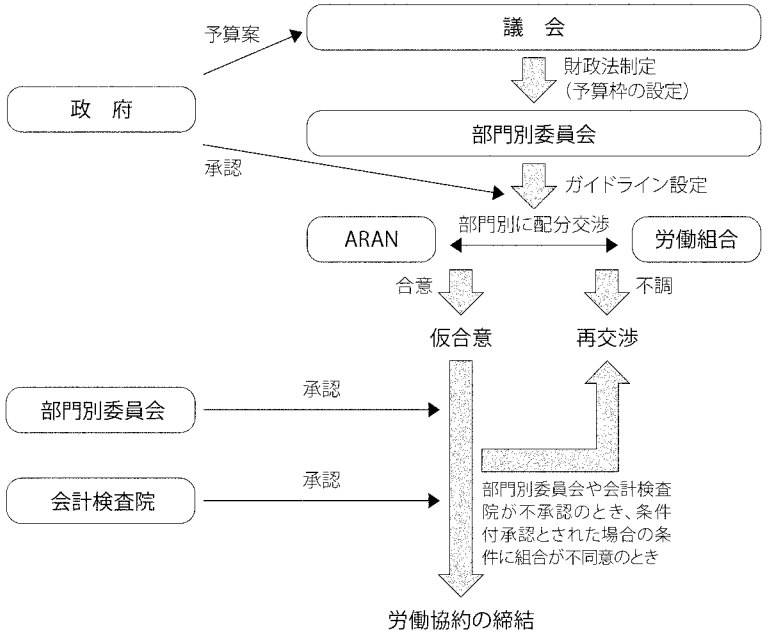
・　ＡＲＡＮは、ガイドラインの範囲内で労働組合と配分について交渉して仮合意を策定し、部門別委員会に提示する。部門別委員会は、ガイドラインとの整合性をチェックする。

・　ＡＲＡＮは、部門別委員会の同意を得た仮合意を会計検査院（Corte dei Conti）に送付する。会計検査院は、予算との整合性をチェックする。

・　会計検査院が仮合意を承認すると、ＡＲＡＮと労働組合の双方が署名を行い、労働協約の効力が発生する。

・　仲裁手続の仕組みはなく、交渉不調の場合は再交渉を行う。仮合意に対する部門別委員会の同意や会計検査院の承認が得られない場合も同様である。

［図７］　**イタリアの公務員の労使交渉（中央交渉）**



⑷　ストライキの状況

イタリアにおいては、軍人、警察官等を除き争議権が認められており、実際に公務員もストライキに参加している（直近では、2010年３月12日にゼネストを実施）。

3　現行労使交渉システムの問題点と改革の現状

現行労使交渉システムについては、公務部門には市場の抑制がないため、特に個別交渉で独自の上乗せを行える地方自治体において人件費の増大を招いていること、部門別委員会のガイドライン策定等に時間を要して労使交渉が大幅に遅延するため、労働協約の対象期間満了後に妥結し、さかのぼって適用することが常態化していること、組織や職員に対する評価が十分機能せず業績給が適正に配分されていないことなどの問題点が指摘されている。

このため、2008年に発足したベルルスコーニ政権の下、労使交渉や公務員制度の改革が進められており、交渉事項の制限（管理運営事項の拡大）、個別交渉における人件費上乗せに対する規制、管理職のマネジメント能力向上、組織や職員に対する評価の強化と業績給のメリハリある配分などが課題とされている。